**平成２８年（フ）第４０５４号**
大阪府箕面市牧落１丁目６番５号（102号）
債務者　後藤　俊明
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２８年（フ）第５４号**
大分県中津市大字東浜549番地２　ラーク東浜Ｃ　101号
債務者　大坪　美喜
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月８日午後１時50分
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

**平成２８年（フ）第４８３号**
静岡市葵区新間1240番地の96　雇用促進住宅２－302
債務者　朝比奈真弓
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第５２４号**
静岡県焼津市焼津１丁目３番19号　サンパレスナカノ206号
債務者　吉井　禎秀
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月７日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２８年（フ）第９１５号**
東京都立川市柴崎町５丁目８番16号レオパレスルミエール多摩101号
債務者　多奈村祐司
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第９５９号**
東京都狛江市猪方３丁目２番２号出口荘202
債務者　金澤　浩幸
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月９日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第３８４号**
岡山市中区中島259番地
債務者　柾本美津子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月20日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３８６号**
岡山県玉野市渋川２丁目28番４号
債務者　河合　正子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第３９１号**
岡山市南区泉田423番地16ラ・ヴィアンローズ201号
債務者　戸田　裕子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月21日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

**平成２８年（フ）第９４２号**
東京都立川市富士見町７丁目42番208号
債務者　矢野　哲男
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月14日午後２時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第７９７号**
東京都三鷹市大沢６－10－30、住民票上の住所東京都昭島市松原町３丁目６番７－305号
債務者　藤本　都子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第９８５号**
東京都武蔵村山市中原４丁目12番地の５グレイスコート302号
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２８年（フ）第１０６号**
長崎県佐世保市矢峰町194番地４　オレンジハウス矢峰202号、前住所長崎県佐世保市原分町508番地３
債務者　土屋　理絵（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年11月４日午前11時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第１１０号**
長崎県佐世保市俵町15番５号、前住所長崎県佐世保市俵町11番16号
債務者　江上　達也
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第１１２号**
長崎県佐世保市万津町７番８号
債務者　松尾　　貞
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

**平成２８年（フ）第１１３号**
長崎県佐世保市柚木元町1998番地、前住所長崎県佐世保市花高１丁目６番３－301号　県営アパート
債務者　平谷　政則
1　決定年月日時　平成28年10月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
5　免責審尋期日　平成28年12月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係